

PTS 信用取引検討会の設置について

平成 29 年 2 月 14 日

1. 趣旨

金融審議会市場ワーキング・グループにより今般取りまとめられた報告書¹において、PTS（私設取引システム）における信用取引が認められるためには、利益相反や自主規制機能の問題が解決されるよう適切なスキームが構築されることが必要である、とされたところである。

ところで、PTS における信用取引のスキームを構築しようとする場合、これらの問題の解決にとどまらず、多岐に亘る事項につき、関係者間における協力が必要となる。

そのため、今般、利益相反や自主規制機能の問題を念頭に置きつつ、PTS における信用取引のあり方について、関係する実務担当者を中心に検討を行うため、「PTS 信用取引検討会」（以下「本検討会」という。）を設置することとする。

2. 構成

- (1) 本検討会は、PTS 業務を行う証券会社、証券取引所及び日本証券業協会のほか、証券会社、関係機関、学識経験者により構成する。
- (2) 本検討会には、座長を置く。
- (3) 本検討会には、オブザーバーを置くことができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

3. 庶務

本検討会の庶務は、日本証券業協会エクイティ市場部が担当する。

以 上

¹ 平成 28 年 12 月 22 日「金融審議会市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161222-1.html)

PTS 信用取引検討会 名簿

平成 29 年 2 月 14 日

座 長 野村総合研究所 未来創発センター 主席研究員 大崎 貞和 氏

参 加 者 SMBC 日興証券
SBI ジャパンネクスト証券
岡三証券
ゴールドマン・サックス証券
大和証券
立花証券
チャイエックス・ジャパン
東京証券取引所
内藤証券
日本証券業協会
日本証券金融
野村證券
松井証券
みずほ証券
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

(五十音順)